

第88回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和5年3月1日(水) 13時30分～16時00分

(2) 場所 福島県庁本庁舎 5階 正庁

(3) 出席者

ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、小堀健太、澤田精一、島田マリ子、新城希子、高畠亮、富樫健一、藤健太

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、施設管理課主幹兼副課長兼守衛長

農林総務課主幹、農林技術課長、森林計画課主幹

土木部次長(企画技術担当)、技術管理課長、建設産業室長、

教育庁財務課主幹兼副課長、

警察本部会計課主幹兼次席、

入札用度課主幹兼副課長、会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長、

相双地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長、

相双農林事務所、県北建設事務所、宮下土木事務所、相双建設事務所、富岡土木事務所

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和4年4月～12月)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和4年8月～令和5年1月分)

ウ 令和4年度下請状況実地調査結果について

(2) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 令和5年度入札制度等の改正概要について(案)

ウ 地域の守り手育成型方式(試行)の選考基準について〈非公開〉

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第88回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

大変恐縮ですが、伊藤委員長が、こちらに向かう途中で交通事故に遭われ、遅れて到着ということで、先に進めておいてほしいと指示いただいております。

委員長職務代理者の新城委員につきましても、本日所用により少し遅れるとの御連絡を事前にいただいておりますので、委員長の方から、委員長代理として澤田委員をご指名いただきましたので、澤田委員に御対応いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議時間の短縮に向けて、前回に引き続き資料の説明を簡単なものにさせていただきます。また、説明や発言等もマスク着用、着座にて行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日、伊藤洋子委員につきましては所用により欠席となっております。

また、藤委員ですが、遅れる可能性があると事前に連絡がきておりますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局より御報告がございますので、よろしくお願いいたします。

【入札監理課長】

私の方から、県職員の不祥事について御報告いたします。

まず、収賄容疑による逮捕という案件がありました。本県職員が土木建築会社役員2名から会津農林事務所が発注する各種工事等の入札に関し、秘密事項である設計金額を教示したことに対する謝礼として、令和2年3月頃から令和4年4月頃までの間、合計約26万円相当の飲食、宿泊、ゴルフ代金等の供与を受け、自己の職務に関し賄賂を受け取ったとして、令和5年1月23日収賄容疑で逮捕、2月13日起訴されたという案件がありました。

また、福島県知事部局職員倫理規則違反という案件もございまして、本県職員3名が、建設会社等の利害関係者から物品等を受領していた事実が判明いたしました。さらに、本県職員3名が、利害関係者に該当する建設会社等の社員と倫理規則に定める届け出をせずに飲食していたことも判明いたしました。なお、この物品受領及び飲食に関して、職員側からの利益供与は確認されておりません。

これまで県としましても、コンプライアンスマニュアルに基づき、各所属においてコンプライアンス委員会の開催や研修等により職員のコンプライアンスの徹底、注意喚起を行うとともに、働きかけに関する対応、内部通報制度、幹部職員の再就職先の公表及び退職後3年間の県への営業活動の自粛等を通じて、職員の綱紀粛正に努めてきたところでございます。

今回の一連の不祥事を受けまして、県としては、このような不祥事を二度と起こすことのないよう職員に対して倫理意識やコンプライアンス意識の更なる浸透を図るとともに、風通しの良い職場づくりを進め、再発防止に取り組んでいるところでございます。

具体的には、臨時のコンプライアンス委員会の開催や各部局にコンプライアンス担当を配置する、あるいは個別面談を実施し、職員とのコミュニケーションを密に行う。また、折に触れてコンプライアンス研修の実施も行っているところでございます。

これらの他、田村市職員の情報漏洩事件を受けて、工事関係のシステム、農林水産部、土木部、我々入札監理課の方でもシステムを持っておりますので、そのセキュリティの強化を図っているところでございます。

報告は以上でございます。

【総務部政策監】

今ほど入札監理課長から説明がありましたとおり、今回の事案を受けまして、県としては、該当部局だけの問題ではなく、県職員全体の問題と捉え、総務部を含め、再発防止に全力をあげて取り組んでまいりたいと思います。

委員の皆様におかれましては、引き続きご指導よろしくお願ひしたいと存じます。

この度は大変申し訳ございませんでした。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、議事の進行につきまして、澤田委員長代理、よろしくお願ひいたします。

【澤田委員長代理】

伊藤委員長より委員長代理として指名を受けまして、委員長到着まで、委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が3件と審議事項が3件ございますが、このうち審議事項ウ「地域の守り手育成型方式（試行）の選考基準について」は、地域の守り手育成型方式の指名選考基準の詳細に関するものであることから、会議の公開等に関する取扱要領第2条第1項第3号に該当するものとして、非公開で行いたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（令和4年4月～12月）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【澤田委員長代理】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

【高島委員】

資料1の1ページ目3「契約方法別」で、先ほど契約件数が大幅に減っているとご説明がありました。上から5段目の指名競争入札を見ると、半減とまではいかななくても、かなり減っているという印象を受けますが、何か考えられる要因があったら教えてください。

【入札監理課長】

はっきりとした要因を把握しているわけではございませんが、全体の契約件数が少なくなっているという状況もあるかと思えます。

また、前回の委員会の中で話がありましたが、技術的な面で、発注者の方で若干の懸念を持っていて、なかなか進んでいない部分もあろうかと思われます。

【澤田委員長代理】

他に質問等ありますでしょうか。

【小堀委員】

説明の最後に予定価格超過で不調の割合が増えているというご説明をいただきましたけれども、この点において何か考えられる要因はありますでしょうか。

【入札監理課長】

物価の高騰等が考えられるのではないかと考えておりますが、単価の見直しや、契約後のスライド条項の適用等を行っており、そういった部分で対策はとられていると考えております。

【澤田委員長代理】

他に質問等ございますか。

それでは次に進みます。報告事項のイ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和4年8月～令和5年1月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【澤田委員長代理】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

【小堀委員】

非常に細かい点で恐縮ですけれども、全ての区分にお名前が出てきている須賀川のお社さんの森林整備の制限の始期が1日ずれているようなのですが、これはこういう取扱いになるものなのでしょうか。

【森林計画課主幹】

森林整備につきましては、令和4年12月20日からの資格停止ですけれども、その事実を知り得た日からの適用となりますので、1日ずれたものになります。

全ての参加資格で足並みを揃える必要は必ずしもないということで、1日ずれた形になっております。

【澤田委員長代理】

他に質問等ございますか。

それでは次に進みます。次に、報告事項ウ「令和4年度下請状況実地調査結果について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(「資料3」により説明)

【澤田委員長代理】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。次に、審議事項ア「抽出事案について」です。

テーマは、「総合評価方式で管外企業が受注した案件」、対象期間は、「令和3年4月から令和4年9月までの契約案件」です。

まず、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

富樫委員、藤委員の順番で説明をお願いします。

【富樫委員】

まず私の方から、抽出した案件についての抽出理由を説明させていただきます。

対象となるのは、案件番号2、整理番号11、発注機関が二本松土木事務所の公共災害復旧工事（河川）です。この件に関して、まず、二本松市の企業が応札していなかったということで、その考えられる理由が何なのか。また、地元の会社も入札に参加しているものの、予定価格を超過していたことについて、考えられる理由があればお尋ねしたく、この件を抽出させていただきました。

【藤委員】

私の方で抽出したのは案件番号1と案件番号3と案件番号5の3つです。

いずれも相双地区の入札関係のものですけれども、この辺りは復興関係の工事が縮小していて、倒産する企業も散見される中で、こういった業者が入札しているのか、その辺りの入札状況を確認するため、この3件を選びました。

案件番号1の事案については、第2順位で横山・石川JVが応札していますけれども、こちらは浪江町に本店を置いている事業者なのかどうかというところ、JVを構成している業者が浪江町に本店を置いているかどうかというところが気になりました。また、今回

の抽出対象となっている案件の中ではJ Vが落札者となっている案件はあまり多くはないのですが、少ない件数の中で相双地区の事業者がJ Vを組んで、応札しているというところがありましたので、何か地域的な要因が考えられるかどうかといったところを伺ってみたいと思いました。

案件番号3の方ですけれども、相双地区というところについては先ほどと同じ理由で、あとは1者が失格になっているので、その理由について、資料に端的に書かれてはいるんですけれども、この辺りを確認したかったというところでございます。

案件番号5につきましては、発注種別や予定価格を見ると、指名競争入札もあり得たかと思えますけれども、総合評価方式を採用した理由としてどういったものがあつたのか、確認したいといったところでございます。

【澤田委員長代理】

御説明ありがとうございました。

今ほど伊藤委員長が到着されましたので、私の方の進行は以上とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

伊藤委員長の準備が整うまで、今の時間を利用して換気させていただきます。

～ 換 気 ～

【伊藤（宏）委員長】

それでは、案件番号1 相双農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【相双農林事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明につきまして、ご質問等あったらお願いします。

【高島委員】

郡山の業者さんが浪江町の仕事を落札されたということですが、ちなみに営業所の確認はどのようにやっていますでしょうか。

【相双農林事務所】

こちらは、他の営業所はございませんでした。

【高島委員】

それを確認されたということですか。

【相双農林事務所】

はい。

【伊藤（宏）委員長】

郡山から結構遠いと思うのですけれども、こういう場合、例えば資材置き場は借りるのか、そういうような工夫をなされてやるのですか。毎日通うわけではないですよ。

【相双農林事務所】

そのような形で対応しております。

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次に、案件番号2 二本松土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県北建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明につきまして、ご質問等あったらお願いします。

管外の企業と言っても、二本松市と郡山市ですから、地理的にはそこまで離れてはいないですよ。

【県北建設事務所】

はい。今回落札した業者は郡山市の北部に位置しておりまして、現場からは25キロ程度の位置でしたので、それほど遠くはございませんでした。

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでございましょうか。

それでは次に、案件番号3 相双建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【相双建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明につきまして、ご質問等があればお願いします。

低入札価格調査に該当する応札価格の場合、これはそもそも調査をした結果こういうことがわかったということなのか、その前の段階で、積算見積書で、これは最初から失格基準に該当するというものなのか、低入札の調査とこれとの関係を教えていただけませんか。

【入札監理課主幹】

資料4の12ページをご覧ください。こちらで、調査基準価格29,588,350円となっております。これが低入札調査基準価格制度の調査基準価格となっております。

【伊藤（宏）委員長】

この金額だったら調査になるのですか。

【入札監理課主幹】

この金額を下回った金額で応札した場合、失格基準に該当するかどうかというところを判定しております。

【伊藤（宏）委員長】

調査の対象になって調査をした結果、失格基準に該当したということですね。

ありがとうございます。

ちなみに、低入札価格調査というのは、見積書のレベルだけで行うのか、それとももう少し立ち入った、技術力であるとか、そういったことも全て調べて適正な工事ができるということを調べるのか、どの程度まで調査をなさるのですか。

【入札監理課主幹】

低入札調査の対象となった場合、詳細な資料を提出いただいて、企業にヒアリングをした上で、工事が適正にできるかどうか確認しております。

【伊藤（宏）委員長】

この場合は直接工事費等が失格基準に該当していたということですね。

他御質問いかがでしょうか。

それでは次に、案件番号4 宮下土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

【宮下土木事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明につきまして、ご質問等があればお願いします。

応札者が1者ということですが、管内あるいは近隣の対応できる業者の数というのはかなりあるのですか。

例えば、会津管内で、もう少し近い地域、この場合ですと大沼郡昭和村のあたりで対応できるような業者というのは、そもそもあまりないのですか。

【宮下土木事務所】

昭和村管内につきましては、今回の一般土木工事ではAランクの業者が1者のみになります。

【新城委員】

Aランクが1者ということだったのですが、ちなみに今回落札された郡山市の業者さんはAランクだったのですか。

【宮下土木事務所】

今回落札した業者につきましては、今回の発注種別である一般土木におきましては、Bランクになります。

【新城委員】

昭和村ではAランクは1者ということでしたが、Bランクは何者くらいおありになったのでしょうか。

【宮下土木事務所】

昭和村内の一般土木工事ができる業者は、Aランクの業者1者のみが、県の有資格者名簿に記載されてございます。

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでしょうか。

それでは次に、案件番号5 富岡土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

【富岡土木事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明につきまして、ご質問等があればお願いします。

【藤委員】

案件番号5について、辞退者が2者ということですが、資料4の25ページの入札結果のところでは入札書が不着と理由が書かれていて、一方で案件番号3の15ページでは、こちらでも辞退者はいたのですが、こちらでは辞退と書いてあります。

これは辞退の定義が違ってこういう記載になっているのか、その辺りを教えてください。

【相双地方振興局出納室】

今ほどの御質問でございますが、入札書の不着という状況と、辞退という状況は同じでございます。開札の1週間前に入札の参加申請というものをしてもらい、開札の直前に金額を入れた入札書を電子入札システムにより入れていただくのですが、電子入札書が到着しなかった、すなわち辞退ということで、状況としては同じでございます。

記載が統一されておらず、申し訳ございませんでした。

【伊藤（宏）委員長】

そこでちょっと質問したいのですけれども、指名競争入札ならば、指名された業者が辞退しますよ、というのは分かるのですが、こちらは一般競争入札ですよ。

一般競争入札で、説明を聞きに来られたということ等があるにしても、そもそも応札しなかったということは、辞退ではなくて、応札しなかったというだけのことではないのでしょうか。

別の自治体でもこういう話を聞いたことがあるのですよ。一般競争入札で辞退とはどういうことなのかという問いに対して、ある自治体では、札に辞退と書いて入れる、これが辞退ですとおっしゃっていたのですけれども、それも少しわからなくて、そもそも一般競争入札における辞退というのは、どういうことなのかということをお聞きしたいです。

【相双地方振興局出納室】

制度上の違いは不明なのですが、入札参加申請を1度しているのに、入札書の金額の提示がなかったということで、入札書の不着ということで書かせていただいております。

【伊藤（宏）委員長】

そうなのでしょうけれども、要するに「辞退」という言葉が一般競争入札にそぐわないのかなという違和感がありましたので、それを一般競争入札における辞退と言うのだということであればそれはしょうがないのですけれども、やはり指名競争入札で、指名されたけれども、参加しません、というのが、一般的な意味での辞退ですよ。

これはそもそも札を入れなかったのですから、辞退でも何でもなくて、私は応札しませんよ、ということでしかないですよ。

応札しなかったのなら、本来はこの表にも載る必要が無いのではないかという気がするのですけれども。

【入札監理課主幹兼副課長】

一応参加申請というのを先に提出していただいております、その時点で参加はしているため、辞退という扱いにしております。

【伊藤（宏）委員長】

それは私も分かりますけれども、辞退というのはあくまで入札するのを辞退するという
ことであって、入札する、しないは、その参加申請をすることとは別の話ですよ。

一応話は聞きますということで話を聞いて、応札するつもりはあったかもしれないけれど
も、いろいろ検討した結果、応札しませんというのは、辞退と言うのかなと。

あまり大した話ではないので良いのですけれども。

この辞退というのは、当然その応札者の数の中には入らないですよ。

【相双地方振興局出納室】

資料25ページの1番下の※をご覧ください。

こちらは様式として入札監理課から提示されているものですが、※の最後の「本様式に
おける入札参加者とは、技術提案書等を提出した者」、すなわち、開札の1週間前の入札
参加の申請をした者という扱いになってございますので、応札者の中に入れてございま
す。

【伊藤（宏）委員長】

応札者の中に入っているのですね。

でも、応札していないですよ。応札というのは、金額を入れた札を出すことですよ
ね。

技術提案書は応札でも何でもありません。だから、こういう形だと、応札者の数を水増し
しているような気がしてしまう。

これは決め方の問題だと思うのですけれども。

【入札監理課主幹兼副課長】

失礼しました。応札者の数からは除かれておりました。

【伊藤（宏）委員長】

除かれていたのですね。わかりました。

他いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、抽出案件全般に関する意見交換に移りたいと思います。どなたか発言される
方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

それでは、審議事項イ「令和5年度入札制度の改正点について」です。事務局の説明を
お願いします。

【入札監理課長】

（「資料5」「資料5-1」により説明。）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいま、説明のありました件についてご質問等お願いいたします。

【高島委員】

資料5の1ページ目のところからですが、これまでは、業界の方の要望、令和2年度以前と同様に評価対象は県の実績だけにして欲しいというのはずっと出てました。

それに対して県の回答は、県民の安全・安心を守るという観点から、国と市町村を入れるのだ、という話でした。

その上で2点ほどお伺いします。

企業にとって非常に重要なのは、格付の等級、ランクですが、県では経営事項審査と有資格者名簿で企業に点数設定されてますね。

その有資格者名簿の受注額の項目の中では、県工事の受注額のみが評価されている。

国、市町村の実績は評価の対象となっていないというのがあります。

令和2年度から、総合評価の方では、国、市町村の維持管理の実績が評価されるようになっていく。

同じ県の入札制度の中で、評価されているものとされていないもの、端的に言ってしまうと、対象の異なる、矛盾するものが2つ発生しているというのがひとつ。

東日本大震災の時でも、安全・安心を守るという観点は変わっていないと思うのですが、そのときには何も変わって無く、令和2年度の時にになってこの方式が変わって、今回もこれで変更になるという。

令和2年度以前も、県民の安全・安心を守るという点で変更がないとなれば、今回この評価の対象の違いは何なのかというのが1点。

2点目はこの加算点について。

今回は、維持管理実績を有する企業に対してより重視するという事が書かれていて、0.25から0.5の加算という提案がされています。

では、この点数はどのような考えの下で、どういう効果を期待されて設定されているのかという、この2点をお伺いしたい。

【入札監理課長】

まず、1点目の有資格者名簿における国・県・市町村の評価と、今回の総合評価における国・県・市町村の実績の評価の扱いについてのお話しですが、一方は入札参加資格に関する際の評価、一方は総合評価での加点ということでございまして、同じ入札制度の中ではありますが、それぞれ参加資格の部分と総合評価の加点というところで、内容としては、それらが全くイコールでなければならないということではないと考えております。

頻発・激甚化する災害の緊急対応といったことが懸念されておりますので、県管理施設の復旧、災害対応といったところを迅速かつ的確に行っていただくということで、今回、県管理施設の実績のあるところにつきましては、より加点を増やしたという内容でございます。

0.5点あるいは0.25点というものがどれほどなのかというところでございますが、1ページをご覧くださいますと、3の(1)の週休2日確保工事、こちらの加点については0.25点、その下の(3)若手・女性技術者については0.5点、あるいは現場代理人であれば今回0.25点という点数を加点するというようにしております。

追加で資料をお配りしたいと思います。

(資料配付)

今ほどお配りした資料ですが、本来、今回の改正がお認めいただければ一覧表で整理をして、今後、手引であるとか、公表していくものがございます。

まだ詳細まで精査等はしておりませんので、参考ということでご覧いただければと思っております。後ほど回収させていただければと思っております。

これを見ていきますと、評価項目の右に標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型とありますが、それぞれ項目毎に加点する点数が書かれております。

これで見ますと、0.25点あるいは0.5点という加点が多くあることが分かるかと思えます。今回の、県管理施設の加点という部分は、下の方の太い点線で囲まれたところでございます。

この部分で0.5点あるいは0.25点を加算するというところで、標準型で見っていきますと、現在、災害時出動実績または災害応援協定締結の上位点と中位点、この差が0.5点でございます。

このように、1ランクアップといったイメージでございます。ただ1ランクアップと言いましても、他の評価項目で行きますと1項目増やしたことに匹敵するくらいの点数であると思っております。

また、一般土木、舗装ですと、災害出動実績又は災害応援協定締結のほか、併せて除雪・維持補修業務の実績というところも加点を受けられるというところもあるかと思えますので、そうしますと、0.5点×2、あるいは0.25点×2ということで、1点ないし0.5点の加点が、今回の改正によって生じるということになりますと、決して低い加点ではないということが見て取れるのではないかと考えております。

これによりまして、県の管理施設の応急復旧ですとか、災害対応、そういったところに資する企業、入札参加者について、より加点を重視したものということで考えております。

【高島委員】

最初の方にご回答のあった、ランクの話ですが、実際総合評価のランクで取れないところで地域の守り手で取れてますよね。

先ほど5-1の説明で、今度地域の守り手で技術的適正にランクを採用されるという話がありました。

1点目の質問の回答で、入札制度と有資格者名簿が違うから、という話がありましたけど、部分的にはどんどん近づいていって、一本化の方に向かっているのかなという印象があります。

今日の最初の質問の中で課長が答えてくれた、技術的懸念があるから減っている可能性があるという話でしたが、逆に技術的懸念がもしあるのであれば、令和2年度以前に

もしそれでなかったのであれば、技術的懸念を排除するような制度の考え方ももっと必要かなと。やはり品質確保というのが一番大事なのだと思うのですがいかがでしょうか。

【入札監理課長】

お答えになっているかどうか分かりませんが、今回、そのような意味で、技術力の評価を重視するということで、地域の守り手育成型方式については、技術的適正に格付等も加えたというところまで、冒頭、私の方で守り手の減少の理由として、もしかしてそういうことがあるのかもしれないと申し上げましたが、今回こういう改正、見直しをすることで、より地域の守り手育成型方式が、発注者側からしても活用しやすくなるのではないかと考えております。

【新城委員】

いくつかあるのですが、まず2点お聞きしたいと思います。

災害時の評点評価の見直しなのですが、私は異存はございませんけれども、災害時の出勤実績とかというのは、いろいろな災害がございますが、どのような災害が対象なのか、県が、これが災害だよと、地域によっても災害は違うと思うのですが、それはどのように決められているのか、というのが一つ。

それから、災害時、無い方がいいのですが、万が一あった場合出勤されたとか、その実績は何年くらい有効なのでしょう。除雪は書いてあるので分かるのですが、災害は分からないので教えていただきたいと思います。

【入札監理課主幹】

まず、災害の定義ですが、工事に関するところがございますので、道路や河川、いわゆる社会資本に対する災害が基本になってくると考えております。

災害時の出勤実績につきましては、3年の経験の評価しております。

【新城委員】

災害については、県の施設、例えば山崩れとか道路が壊れたとかいうことでは、例えば、災害の規模というか、そういうのは関係してこないのでしょうか。

【入札監理課主幹】

大雨警報、暴風警報などの気象警報が発令された際、公共施設の管理者といたしましては、必ず点検等をするようになっております。

それらの対応についても評価するという考えでございます。

【新城委員】

はい、わかりました。

ではもう1点、地域の守り手の方なのですが、登録企業の少ない管内の対応ということで、この委員会でも話題に出てきたところで、いろいろ考えてくださったところだと思いますけれど、例えば、一応原則は変えないということで、少ないところは9者以上の指名

を7者以上に減ずるということを出してくださったのはありがたいと思うのですが、なぜそこは変えないのかなと。

見直し前と見直し後の比較で、対応できないところで地域密着型を採用する管内が延べ10管内ということですが、逆に言えば10管内は対応できないということではないのかなと思いますので、やはり先ほど仰っていた競争性とか技術力の問題とかもいろいろあるのでしようけれども、例えば、規模は全く違いますが、神奈川県とかは1千万未満は少なくするとか、そういうことも考えられないのかなとか、できるだけ地域を守っている業者を（守っていく）という観点で設けられた大事なものなので、その辺はどのように考えられたのか、よろしくをお願いします。

【入札監理課長】

まず、現行でも活用できているところについては、競争性の確保という観点からも現行と同様の取り扱いにしたいと考えております。

今まで活用できなかった地域をいかに対応するかというところですが、県の財務規則上、指名競争の場合は7者以上という規定がございます、こちらとしてはこれがギリギリでございます。

7者以上を指名する際に、企業の類推であるとか特定につながらないというかたちで、9者以上の内申をいただきまして、そのうち7者を選ぶというかたちで考えたものです。

どうしても7者という縛りがあり、対応できない10管内というのは生じてしまいますので、ここは地域密着型の特例を活用するというところで考えたものでございます。

【新城委員】

「なるべく」7者以上なのでしょうか。「必ず」ではなく。

原則は変えないということなのではいでしょうけれども、反対するものではなく考え方というか、そこは皆さんここで陳情されたこともあったかなと思ったものですから。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、競争性を確保するというのと、地域の守り手を重視するということのバランスの問題ですよね。

指名業者数を少なくすればするほど競争性という意味では少し劣ってくると。ただ、地域の守り手になるべく工事してもらいやすくなる。この辺のバランスの問題で、入札監理課としては競争性というものを一定程度確保しながら地域の守り手も、ということなので、多分その逆ではないんですね。逆だとやはり競争性というものがないがしろになるので、大前提として公平・公正で競争性の高い、なおかつ透明な制度を作りましょうと。

その範囲の中で地域の守り手をどう救うというか、お願いするのかということ、その逆ということにはなかなかならないのかな、とは私も（思います。）

【新城委員】

競争性というのは非常に大事なもので、反対するものではないのですけれども、例えば事務局の中で金額をちょっと変えようかなとか、そういうお話しは出たのでしょうか。

【入札監理課長】

現時点で地域の守り手育成方式は、「3千万円以下」というくくりでやっておりますので、3千万円以下という中でさらに金額を分けるというのは、選択肢としてはこちらとしても考えておりませんでした。

【伊藤（宏）委員長】

ちなみに、今度、内申9者以上、指名7者以上ということになってくるのですが、それで救われるというか拾い上げられる管内が3管内あると。これを全管内対応できるようにするためには、何者くらいにすれば大丈夫そうなのですか。5者とか、現実的ではないかもしれないけれども3者とか。

【入札監理課長】

指名する業者は県の方で認定しておりますので、認定している業者数で申しますと、喜多方の暖冷房衛生設備工事は0者です。南会津の電気設備は1者、南会津の暖冷房衛生設備は1者、といったように、（他も）1者、2者、3者、7者ですので、やはりそういうところは困難だと思います。

【高島委員】

地域の守り手って、根幹的には県の維持管理を担っている企業が総合評価上で手持ちの点数の関係で受注困難な企業さんに対して受注機会を増やして、健全経営をやってもらいたいという、総合評価で地域密着型の工事がたくさんある中の、ほんの少し、一部の工事を対象に創設されたという理解なのですけど、いいですよ？

あくまでもたくさんある工事の中のごく一部、ここ大事なところだと思います。

いまも10管内できないという話が出てましたが、登録企業が少ない地域こそ、逆に言えば地域の守り手が大切で、0というところはしょうがないですけど、隣接3管内の話もありますし、じゃあ、登録企業の少ないところの制約を減らして、県内全域なんとか運用可能にする手はないのかという気はします。制約がなぜ必要なのかとか、根幹的な理由から行くと、そこも考えていかなければいけないのかなと思います。

【伊藤（宏）委員長】

地域を広げれば広げるほど、それは地域の守り手になりうる業者なのかという問題もありますよね。なかなか難しいとは思いますが。

私から1点だけちょっと教えていただきたいのですが、資料5の一番最後、この委員会でもかつて議論のあった資本関係や親戚関係の話なんですけども、具体的にはどうやって調べるのですか。

【入札監理課長】

こちらでそういった親子関係の企業のリストを持っているということではございませんので、実際に入札を行って、落札候補になった企業から親子関係（資本関係、人的関係）

のある企業のリスト、その都度になってはしまいますが、提出していただこうと思っております。提出いただいて、そこに同じ入札に参加した企業があれば、その段階で失格とするという形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

【高島委員】

資本関係について、指名競争の方では令和3年11月のときに同一入札に参加させないように、ただ、あくまでもあつちは入札執行後に判明した場合は認めると。

そうすると今度、今回のこれで指名競争と総合評価での取り扱いで差異が生じてくることになるので、整合性を図って統一していくべきではないのかなと。

あと、今回急にこの話が出てきた、認めないとなった背景とか理由があればお聞かせください。

【入札監理課長】

こちらで昨年以降、条件付一般競争入札については自由に入札に参加できることから、特に制限はいらぬのではないかというようなことで申し上げてまいりましたけれども、国あるいは他県の状況等を見まして、そういった中で検討しまして、条件付一般競争入札についても一定程度の制限は必要かと、同じ業者、親子関係の業者が同一の入札に入った場合、やはり他の業者からすれば不公平感を感じるということもあろうかということで見直したところでございます。

【高島委員】

国の入札公告と同じような感じで、最初から一文入れて出すような感じですか。

【入札監理課長】

はい。今のところの案としては、入札公告の際に一文を加えるというかたちにしたいと考えております。

【小堀委員】

資料5の3ページの新分野進出に関して1点だけ確認なのですが、年間売上高100万円以上というところで、消費税が別か込みかというところと、これによって0.5点を失うような業者さんも発生してくるのかもしれないけど、100万円以上というバーというか、これを設定した意図、考え方があれば教えていただきたいと思います。

【入札監理課長】

100万円以上については、現行、この認定制度の中の一つの要件に100万円以上という基準がございます。そこを今回採用しております。

この中に消費税が含まれるかどうかについては、土木部サイドで分かればお願いしたいと思います。

【建設産業室長】

認定制度上は消費税込みで100万円以上ということで設定しております。

【高島委員】

資料5の1の2の運用の見直し（1）選考基準の見直し、先ほどの②に技術的適正、格付の話も出てましたが、いろいろこういうことで県の維持管理をやっている建設業者が少し有利になるのかなという、逆に言うとどのようにどんな感じで有利になると想定されているか、これを運用したことで、どのような効果を期待されているか教えてください。

【入札監理課長】

委員の質問されたことにつきましては、次の非公開の場面でご説明できるのではないかと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、審議事項イについては、事務局案を了承するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ありがとうございます。ご異議ないものと認めそのように決定いたします。

次に審議事項のウ「地域の守り手育成型方式（試行）の選考基準について」に移ります。

これからは非公開の審議になりますので、傍聴者、報道機関の方は退席をお願いいたします。10分後ぐらいに再開できると思います。

（非公開審議終了後）

（3）意見交換

【高島委員】

以前、要望聴取があったときに、SDGsの質問が、県の方から2年続けて業界団体の方に行われて、私も去年、どのように入札制度に反映していきますかと聞いたら、検討していきますとのことでしたが、その後何か進展はありましたか。

【入札監理課長】

前回のお答えと現状は変わらず、引き続き検討してまいります。

【高島委員】

いつ頃とか目途みたいなものはありますか。

【入札監理課長】

現時点では、目途というところまではございませんが、次の改正に向けて、来年度検討してまいりたいと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

先ほど、女性の技術者でポイントをあげるっていうのも、まあ、その一環として捉えられないこともないですね。

私の方から、今回の「地域の守り手育成方式で（試行）」というように書いてあるのですが、今回改正を行うことによって「試行」がとれるわけではなくて、「試行」の範囲内でとりあえず部分改正をしましょうと。これで様子を見て問題なければ、あるいは良さそうだったら「試行」を取るか取らないかまた検討しましょうと、こういうことで、いちおう一年間「試行」は継続するということがいいですか。

【入札監理課長】

先ほどの説明の際にその説明が抜けておりました。申し訳ございませんでした。

「地域の守り手形育成方式」につきましては、ある意味大幅な改正といたしますか、初めての改正になりますので、今回見直した結果を見て、1年間試行を続けたいというように考えております。

【伊藤（宏）委員長】

次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。ないようですので、本日の議事はこれで終了します。事務局から話があるようですので、お願いします。

【総務部政策監】

委員の皆様、本日は御審議ありがとうございました。

本日は、現在の委員の皆様で御審議いただく定例の委員会としては最後となります。

皆様には、透明性、競争性、公正性、品質の確保を図りながら、地元業者の受注機会などにも配慮した、より良い入札制度の構築のために御審議いただきありがとうございましたこと、心から感謝申し上げます。

富樫委員、藤委員におかれましては、今期をもって退任されることとなりますことを報告いたします。富樫委員、藤委員には、これまで本県の入札・契約行政に多大な御協力をいただきました。本当にありがとうございました。

また、来期も御就任いただけます方々におかれましては、引き続き当委員会へお力添えいただけますようお願い申し上げます。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございました。

最後でございますので、退任される委員から一言御挨拶をお願いします。

富樫委員からお願いします。

【富樫委員】

今回をもって退任させていただきます。

途中から就任させていただいて、短い期間ではありましたが、この委員会に携わることが出来て、非常に勉強になりました。

今後とも、委員会外のところで、委員会の活動も確認させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

【藤委員】

私の通常の業務としては、入札制度というよりは、入札後の当事者間のトラブルをあつかうということで、あまり入札制度には馴染みがなかったのですが、この2年間の中で新しい制度も始まり、そういったところで勉強させていただきまして、ありがとうございました。

今後ともよろしくお願ひいたします。

【伊藤（宏）委員長】

どうもありがとうございました。

私からは以上です。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第88回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

なお、資料6と追加で配布しました資料につきましては、事務局で回収しますのでお持ち帰りにならないよう、お願ひいたします。